

## 自転車関連事故に関する損害賠償事例等

番号	判 決	賠償命令額	事 故 の 概 要
1	名古屋地裁 平成14年9月	3,120万円	歩車道の区別のない、薄暗い事故現場で、白色実線内（路側帯）を歩行していた高齢者（女）が、電柱を避けて車道に進出した時、無灯火で自転車を運転して対向進行してきた中学生（当時14歳）と衝突した事故で、高齢者が頭部外傷による後遺障害2級の障害を残しました。
2	東京地裁 平成15年9月	6,779万円	自転車運転者は、片手にペットボトルを持ったまま、下り坂をスピードを落とさずに自転車を進行させ、信号機のない交差点を横断中の女性（当時38歳）に衝突して、同女を路上に転倒させ、脳挫傷などで3日後に死亡させた事故。
3	横浜地裁 平成17年11月	5,000万円	女子高校生（当時16歳）が夜間、無灯火で携帯電話を操作しながら片手運転で自転車で走行中、前方を歩行中の女性（当時57歳）の背後から衝突した事故。女性は、手足のしびれで歩行困難になり職を失った。
4	東京地裁 平成19年4月	5,438万円	平成17年11月、東京都杉並区の幹線道路で、信号無視した37歳男性の自転車が、横断歩道を歩行中の55歳女性と衝突。女性は意識不明の重体で数日後死亡した事故。
5	大阪地裁 平成19年7月	3,000万円	15歳の中学生が無灯火の自転車で自転車通行可の標識のある歩道上を走行中、歩行中の62歳男性と正面衝突し、被害者の男性が転倒し、頭を強打して死亡した事故。
6	東京地裁 平成20年6月	9,300万円 過失50%適用後	高校生が、歩道から横断歩道を自転車で横断した際に、車道を進行してきたロードレーサータイプの自転車（当時24歳会社員男性）に衝突し、会社員の男性が脳挫傷などで、7ヶ月入院し、後遺障害1級の障害を残した事故。
7	神戸地裁 平成21年3月	1,239万円	自転車が、信号のない交差点を歩いて横断中の54歳女性と衝突。女性は顔の骨や歯を折る等の重傷を負った事故。
8	大阪地裁 平成21年7月	1,300万円	平成20年6月、大阪市の交差点で、出勤途中のパート女性（60歳）の自転車が、交差点を一時停止せず左折しようとした際、直進してきた自営業女性の自転車と衝突。自営業女性は股関節、肩骨折等の重傷を負った事故。
9	神戸地裁 平成25年7月	9,500万円	平成20年9月、小学5年生の少年が帰宅途中自転車で坂道を下っていて、散歩中の女性（当時67歳）に気づかず衝突した事故。女性は、頭蓋骨を骨折し、意識不明の状態。
10	東京地裁 平成26年1月	4,700万円	平成22年1月、東京都大田区の交差点で、信号無視をした男性（46歳）の自転車に、横断中の女性（当時75歳）がはねられ転倒し、頭を強打して5日後に死亡した。※請求金額は、約1億円

(上記賠償命令額は、概算額)

(公財)日本交通管理技術協会の関係資料より転載